

令和 7 年 3 月 4 日

競争入札参加資格者 各位

立川市財務部契約課

工事における入札参加者の地域要件の変更について（お知らせ）

予定価格の区分による一般競争入札に参加できる業者の範囲を定めた基準について、建設工事に係る部分を下記のとおり改正して令和 7 年度より適用します。

記

1. 改正する基準 立川市条件付き一般競争入札実施基準

2. 変更の概要

立川市条件付き一般競争入札実施基準では、建設工事における、立川市内に本店を有する業者のみが参加できる入札の予定価格及び発注限度額を、附則により 1.5 億円未満のものとしてきましたが、これを 2 億円未満まで引き上げ併せて本則化します。

建築工事、土木工事その他の建設工事

予定価格及び発注限度額	対象業者
2 億円以上のもの	原則として、東京都内に本店、支店又は営業所を有する者
130 万円を超え 2 億円未満のもの	原則として、立川市内に本店を有する者

※入札参加可能者数などの状況により、範囲を変更することがあります。

3. 適用日 令和 7 年 4 月 1 日

【問い合わせ】立川市財務部契約課 工事契約係 直通 042-528-4309